

2024 年度 前期役員会

2024 年 6 月 24 日

目次

1. 前期予算案
2. 前期決算報告
3. 収支内訳
4. 今年度後期予算案
5. 監査証明書
6. 春合宿決算報告書
7. 新歓合宿決算報告
8. 議題
9. 会則
10. 弓の管理に関する諸規則

監査資料

監査日：2024年6月14日

配布資料：2024年度前期決算報告・収支内訳・2024年度後期予算案

2024年度前期予算案

<予想される2023年度後期決算修正>

2023年度後期修正前繰越金 ¥1,817,292

収入	入会金	¥2,000	(¥2,000×1)
	23年度後期会費	¥90,000	(¥3,000×30)
	計	¥92,000	

支出 なし

修正後予想後期繰越金

¥1,817,292 + ¥92,000 = ¥1,909,292

<2024年度前期予算案>

2024年度前期修正後繰越金 ¥1,909,292

収入	入会金	¥100,000	(¥2,000×50)
	24年度前期会費	¥420,000	(¥3,000×140)
	計	¥520,000	

支出	施設利用料	¥100,000
	弓具費	¥50,000
	コンパ関連費	¥50,000
	印刷費	¥1,000
	交通費	¥5,000
	文具費	¥2,000
	郵送費	¥5,000
	計	¥213,000

2024年度前期繰越金

¥1,909,292 + ¥520,000 - ¥213,000 = ¥2,216,292

2023年12月4日締め 同日作成

2024年度前期決算報告

<2023年度後期決算修正>

2023年度後期修正前繰越金 ￥ 1,817,292

収入	23年度後期会費	￥ 6,000	(￥3,000×2)
	棒金等立替返金	￥ 240,949	
	計	￥ 246,949	

支出	色紙等品代	￥ 9,451	
	施設利用料	￥ 34,020	
	手数料	￥ 870	
	計	￥ 44,341	

2023年度修正後後期繰越金

￥1,817,292 + ￥246,949 - ￥44,341 = ￥2,019,920

<2024年度前期決算>

2023年度修正後後期繰越金 ￥2,019,920

収入	利息	￥ 7	
	23年度後期会費	￥ 15,000	(￥3,000×5)
	24年度準会員会費	￥ 14,428	(￥4,824×2 + ￥4,780) ※ ₁
	24年度前期会費	￥ 546,000	(￥3,000×182)
	入会金	￥ 188,000	(￥2,000×94)
	立替金返却金	￥ 807,100	
	計	￥ 1,570,535	

支出	コンパ関連費	￥ 94,377	
	返却金	￥ 5,000	
	手数料	￥ 6,480	
	立替金	￥ 782,100	
	施設利用費	￥ 97,140	
	弓具費	￥ 162,449	
	弓修理費	￥ 5,620	

消耗品費	¥ 21,993
個人弓の買取	¥ 46,200
交通費	¥ 29,998
登録・申込経費	¥ 2,235
計	¥ 1,253,592

※: 会費不足のため再度支払い頂き、その際振込手数料をこちらで負担しました。

2024年度前期繰越金

$$\begin{aligned} & ¥ 2,019,920 + ¥ 1,570,535 - ¥ 1,253,592 \\ & = ¥ 2,336,863 \end{aligned}$$

2024年6月13日締め 14日作成

収支内訳

2023年度後期決算修正

12月収入

日付	金額	項目	対象
13	3,000	23後期会費	木村将啓
16	240,969	棒金等立替返金(三田祭)	石原響
27	3,000	23後期会費	早川大志郎
	246,969	計	

計	246,969
23年度後期会費	6,000
棒金等立替返金	240,969

12月支出

日付	金額	項目	対象	備考
26	23,520	施設利用料	世田谷施設	
31	9,451	品代(色紙など)		内1,741円立替清算(津村)
	490	手数料		
	10,500	施設利用料	梅田哲寿	駒沢施設・立替清算
	380	手数料		
	44,341	計		

計	44,341
色紙等品代	9,451
手数料	870
施設利用料	34,020

預金	1,787,172
現金	30,120
期首金	1,817,292
収入	246,969
支出	44,341
変動額	202,628
繰越金	2,019,920

2024年度前期決算

1月収入

日付	金額	項目	対象
	0	計	

1月支出

日付	金額	項目	対象	備考
10	19,800	弓具費	寺澤実紗	立替清算
	380	手数料		
23	22,900	成人射会タクシー代		内1,700円立替清算(堀江)
	550	手数料		
	43,630	計		

預金	1,989,800
現金	30,120
期首金	2,019,920
収入	0
支出	43,630
変動額	-43,630
繰越金	1,976,290

2月収入

日付	金額	項目	対象
14	5,000	入会金及び23後期会費	中村太洋
16	25,000	棒金立替返金	大野大暉
19	7	利息	
21	3,000	23後期会費	野尻かりん
	3,000		本多秀太
22	3,000		藤本泰地
	39,007	計	

2月支出

日付	金額	項目	対象	備考
8	5,320	成人射会タクシー代	茂木結	立替清算
8	380	手数料		
8	782,100	春合宿立替金	毎日コムネット	
8	330	手数料		
26	14,640	施設利用料	世田谷施設	
27	765	地方審査申込経費	青木優希	立替清算
	270	手数料		
29	18,040	弓具費	内田くるみ	立替清算
	5,819	色紙・シール代		
	1,600	交通費		
	270	手数料		
	35,009	弓具費	西村優一朗	立替清算
	7,744	合宿用品代		
	330	手数料		
	872,617	計		

預金	1,946,170
現金	30,120
期首金	1,976,290
収入	39,007
支出	872,617
変動額	-833,610
繰越金	1,142,680

3月収入

日付	金額	項目	対象
17	3,000	24前期会費	早間健斗
	3,000		内田くるみ
	3,000		橋本優香
	3,000		加藤初百合
18	3,000		青木優希
	3,000		筒井瑠紗子
	3,000		結城創太
	3,000		中村俊貴
	3,000		中野利葉
	3,000		財満菜穂
	3,000		川瀬永真
19	3,000		吉弘麗織
	3,000		久保田咲
20	3,000		武村綾音
	3,000		鍛原綾香
	3,000		宮内愛莉
	3,000		池田直太郎
21	3,000		石川光歩
	3,000		足田悠斗
	3,000		茂木結
	3,000		石原響
	3,000		石川洋平
	3,000		廣榮詩
	3,000		溝口和華
22	3,000		西村優一朗
	3,000		大倉怜
	3,000		多田宗太郎
	3,000		伊藤亜優
	3,000		弘登将伍
	3,000		佐藤心希
	3,000		津村忠明
	3,000		植田光琉
	3,000		町田優衣
	782,100	春合宿立替金返金	合宿口座
	3,000	24年度前期会費	竹内美美
	3,000		對馬諒
	3,000		竹内優乃介

3月支出

日付	金額	項目	対象	備考
1	440	雑巾・弓用タグ代	津村忠明	立替清算
	270	手数料		
	38,970	弓具費	武村綾音	立替清算
	220	手数料		
	1,990	合宿用品代	西村優一朗	立替清算
	270	手数料		
13	6,000	約紙代	對馬諒	立替清算
	270	手数料		
	48,430	計		

預金	1,112,560
現金	30,120
期首金	1,142,680
収入	1,034,100
支出	48,430
変動額	985,670
繰越金	2,128,350

23	3,000	"	坂本麻央
	3,000	"	立花洋陽
	3,000	"	成田理紗
	3,000	"	濱岡太一
	3,000	"	星優莉香
	3,000	"	溝呂木洗樹
	3,000	"	金川真土
24	3,000	"	梶水愛莉
	3,000	"	藤本泰地
	3,000	"	村瀬あかり
	3,000	"	大村明佐
	3,000	"	柄澤悠飛
	3,000	"	加納結希
	3,000	"	竹本佳歩
	3,000	"	大塚怜
	3,000	"	田中智奈都
	3,000	"	志内也哉子
	3,000	"	一色奏都
	3,000	"	大島一俊
	3,000	"	菊池祐揮
	3,000	"	鈴木雄介
	3,000	"	飯田遥斗
	3,000	"	松村奈奈
	3,000	"	松山周平
	3,000	"	高砂柚乃
	3,000	"	塗師斗真
25	3,000	"	江崎梨帆
	3,000	"	三輪あすか
	3,000	"	余心越
	3,000	"	岡塚央音
	3,000	"	野尻かりん
	3,000	"	寺澤実紗
	3,000	"	梅田哲寿
	3,000	"	鈴木理彩
	3,000	"	山下桃佳
	3,000	"	小尾遥香
26	3,000	"	高柳晴仁
	3,000	"	醍醐裕子
	3,000	"	浦田琉一
27	3,000	"	永野雄大
	3,000	"	上田慈音
	3,000	"	青柳樹
28	3,000	"	林律希
30	3,000	"	金盛悠太
31	3,000	"	伊藤光咲子
	3,000	"	廣瀬和真
	3,000	"	大野大輝
	3,000	"	山口拓未

1,034,100 計

4月収入			
日付	金額	項目	対象
2	3,000	24前期会費	森仁菜
	10,000	入会金及び24準会員会費	グラデイス
5	3,000	24前期会費	島田愛里
9	3,000	"	石井麗子
	1,824	会費不足分(手数料免除)	ウオンホンラム
	1,824	"	グラデイス
12	5,000	入会金及び24前期会費	山田珠久
15	5,000	"	木谷圭祐
16	5,000	"	相馬康太郎
	5,000	"	葉乃嘉
	5,000	"	朱静怡
17	6,000	23後期及び24前期会費	杉山空
	5,000	入会金及び24前期会費	竹市楓希
18	3,000	24前期会費	木津晃平
20	3,000	"	大貫真実
22	5,000	入会金及び24前期会費	佐藤美羽
	5,000	"	川島帆乃花
26	5,000	"	児玉涼葉
	5,000	"	竹内伶奈
27	5,000	"	井上総
	5,000	"	河尻綾音
	5,000	"	洪民基
28	5,000	"	朝倉千憐
29	3,000	24前期会費	木村智啓
	5,000	入会金及び24前期会費	黒沼雄斗
30	5,000	"	坪根果歩
	5,000	"	原田小春
	5,000	"	宮永悠翔

127,648 計

4月支出				
日付	金額	項目	対象	備考
2	1,470	地連登録・審査申込経費	青木優希	立替清算
	270	手数料		
8	13,830	花見会食事代	青木優希	立替清算
	270	手数料		
11	1,647	花見会ブルーシート代	弘埜将伍	立替清算
	270	手数料		
14	50,630	弓具費		
	220	手数料		
15	46,200	個人弓の買取	吉弘麗織	
	220	手数料		
26	39,600	施設利用料	世田谷施設	

154,627 計

預金 2,098,230
 現金 30,120
 期首金 2,128,350
 収入 127,648
 支出 154,627
 変動額 -26,979
 繰越金 2,101,371

5月収入

日付	金額	項目	対象
1	5,000	入会金及び24前期会費	藤山真愛
3	5,000	"	小崎侑衣
5	5,000	"	向井颯亮
6	5,000	"	谷口結香
	5,000	"	佐藤かなえ
	5,000	"	宮妻蒼多
	5,000	"	永田真大
7	5,000	"	吉住麻希
	5,000	"	野呂陽菜
	5,000	"	大塚万由佳
	5,000	"	有橋功誠
	5,000	"	高内杏菜
	5,000	"	橋本有紗
	5,000	"	吉野早紀
	5,000	"	田中詩乃
	5,000	"	小野木優斗
	5,000	"	竹部百合
	5,000	"	元斐瑠
	5,000	"	野口晴和
	5,000	"	市川大智
8	5,000	"	細野裕香
	5,000	"	吉田健祐
	5,000	"	橋本舜介
	5,000	"	宮下莉彩
	5,000	"	角谷玲華
	5,000	"	小坂萌々
	5,000	"	野口翔太
	5,000	"	相澤健香
9	5,000	"	渡辺紗香
	5,000	"	永井淳誠
	5,000	"	大石楓雅
10	5,000	"	田中智也
	5,000	"	黒須彩里那
	5,000	"	水上絵菜
	5,000	"	渡邊千尋
12	5,000	"	和田桜々葉
13	5,000	"	新井陽太郎
	5,000	"	斎藤奈緒美
14	5,000	"	引地真愛
15	5,000	"	駒田侑
	5,000	"	江崎冬哉
	5,000	"	鈴木陽球
	5,000	"	渡邊和真
	5,000	"	秋宮凛
	5,000	"	望月弥々穂
16	5,000	"	原田隼汰
	5,000	"	堀江智貴
	5,000	"	高倉司
	5,000	"	町田家桜
	5,000	"	内山裕貴
17	5,000	"	貞弘修
18	5,000	"	宗村碧
	5,000	"	平本愛
19	5,000	"	森慧大
	5,000	"	藤田香澄
20	5,000	"	前田珠希
	5,000	"	高村昂
	5,000	"	平山蒼空
	5,000	"	町田佑慎
21	5,000	"	泉裕達
	5,000	"	三田村珠代
	5,000	"	深津紅萌
22	5,000	"	沈滄凡
	5,000	"	篠田晃一
24	5,000	"	鈴木蒼大
27	5,000	"	水戸部太亮
28	3,000	24前期会費	本多秀太
	5,000	入会金及び24前期会費	安川秀太
	5,000	入会金及び24準会費	大場璃々
30	1,780	会費不足分(手数料免除)	大場璃々
	5,000	入会金及び24前期会費	浅野慎ノ助
	5,000	"	辻清沙
	5,000	"	水垣晴登
	5,000	"	伊能智也
31	5,000	"	林玄蔵
	369,780	計	

5月支出

日付	金額	項目	対象	備考
6	42,900	施設利用料	足田悠斗	駒沢施設 立替精算
	330	手数料		
9	5,000	会費返金	坪根果歩	入会辞退のため
	380	手数料		
	5,620	月修理費	津村忠明	立替清算
	178	交通費		
17	270	手数料		
23	25,500	新入生歓迎会(5/21)補助金	弘埜得伍	立替清算
	380	手数料		
28	53,400	新入生歓迎会(5/22)補助金	成田理紗	立替清算
	330	手数料		
	134,288	計		

預金	2,071,251
現金	30,120
期首金	2,101,371
収入	369,780
支出	134,288
変動額	235,492
繰越金	2,336,863

6月収入

日付	金額	項目	対象
0計			

6月支出

日付	金額	項目	対象	備考
0計				

預金	2,306,743
現金	30,120
<u>期首金</u>	<u>2,336,863</u>
収入	0
支出	0
変動額	0
<u>繰越金</u>	<u>2,336,863</u>

計	1,570,535
利息	7
23年度後期会費	15,000
24年度準会員費	14,428
24年度前期会費	546,000
入会金	188,000
立替金返却金	807,100

計	1,253,592
弓具費	162,449
弓修理費	5,620
消耗品費	21,993
施設利用費	97,140
コンパ関連費	94,377
返却金	5,000
立替金	782,100
個人弓の買取	46,200
交通費	29,998
登録・申込経費	2,235
手数料	6,480

2/29、3/1、3/13の合宿関連出費は合宿口座の立替精算不要とされたため消耗品費に含め計上しています。

2024年度後期予算案

<予想される2024年度前期決算修正>

2024年度前期修正前繰越金 ¥2,336,863

収入 なし

支出 なし

修正後予想前期繰越金

¥2,336,863

<2024年度後期予算案>

2024年度前期修正後繰越金 ¥2,336,863

収入	入会金	¥4,000	(¥2,000×2)
	24年度後期会費	¥549,000	(¥3,000×183)
	計	¥553,000	

支出	施設利用料	¥100,000
	弓具費	¥200,000
	弓修理費	¥1,000
	交通費	¥5,000
	消耗品費	¥2,000
	郵送費	¥5,000
	コンパ関連費	¥100,000
	計	¥422,000

2024年度後期繰越金


¥2,336,863 + ¥553,000 - ¥422,000 = ¥2,467,863

2024年6月13日締め 14日作成


以上の通り、2024年度前期の合宿における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

合宿担当

上田 慈音 


合宿担当

小尾 遥香 

以上の通り、2024年度前期における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

財務

川瀬 永真 

以上の会計報告を本同好会の趣旨に合致したものとし、これを承認致します。

慶應義塾大学弓道同好会

会計監査

茂木 結 

会計監査

寺澤 美紗 

2024年 6月 14日

2024 年度 前期会計報告

2024 1 月 1 日～6 月 30 日

1. 2023 年度春合宿会計

(収入の部)

項目	決算額
前回繰越金	140153
合宿費振込	2148500
経費	1100
計	2289753

(支出の部)

項目	決算額
宿泊代+宴会場代	1545170
バス代	562100
高速道路代	27880
レク景品代+お土産代	24058
コンパ代+輸送代	21144
返金	35080
立替	37357
計	2252789

差引残高は 36964 円となっておりますが、未振込や振込手数料を含め最終的な残高は

71316 円となっております。

2. 2024 年度新歓合宿

(収入の部)

項目	決算額
前回繰越金	71316
合宿費振込	1369650
計	1440966

(支出の部)

項目	決算額
宿泊代	562100
宴会場代	40150
BBQ代+飲み物代	163115
バス代	545600
高速道路代	38760
保険代	44400
レク景品代	2100
輸送代	2100
氷穴(35人)	8750
計	1407075

差引残高 33891 円は、2024 年度後期に繰越いたします。

上記の通り報告いたします。

8. 議題

令和6年6月24日

2024年度夏合宿のバス代への補助金に係る議案

38期 西村優一郎

1. 提案

夏合宿の宿泊代を一部補助金として経費から支出し、個人からの徴収と合わせて支払いを行うこと。

2. 現状・問題点

前年度からの繰越金が過多であり、繰越金を消化する必要があること。

3. 具体案

宿泊する人数×5000円を補助金として経費から支出し、残りの部分を各個人から徴収する。去年の夏合宿の参加人数が79人であるので、今年も同程度であるとする30万円から40万円程度の支出になる見込み。

4. 補足事項

公認団体申請にあたり教授に申請をもらう際に教授から、繰越金のみで向こう二年間の支出を賄えるだけの繰越金の金額があるのは望ましくないとの指摘を受け、消化の手立てを考えた次第です。

令和6年6月19日

母艦バッグの管理について

38期内務 津村

1. 提案

母艦の業務の1つとしての母艦バッグの管理を、道場予約に移行する。

2. 現状・問題点

母艦の業務として「母艦バッグ、内務バッグの整理および在庫管理」というものがあるのだが、母艦のマニュアルには以下の記載がある。

3. 内務バッグについて

内務バッグはいつも皆さんが道場で見ている日本武道館のエンブレムがついた緑の鞆です(後、紺色の小山弓具の弦バッグもあります)。以下のことに注意して管理してください。

- ・基本的に道場に置きっ放しにする。(男子更衣室の弓置き場に隠しておきます。練習の時は来ている男子に出してもらおうといいでしょう。)
- ・臨時練習(審査練習、遠的練習など)の際にはそれぞれ指導主任、臨時練習担当に内務バッグを渡し、持参してもらってください。その際に矢拭き雑巾も忘れずに。合宿も同様です。
- ・内務バッグの在庫を2ヶ月に一度は必ず整理、補充しましょう。
- ・その他、会員に足りないと言われたものを次回練習時まで母艦から補充しましょう。

4. 母艦バッグについて

母艦バッグは、大きめの黒いポストンバッグです。内務バッグの巨大版と考えてください。以下のことに注意して管理してください。

- ・基本的に自宅で保管しておく。
- ・内務バッグで足りなくなったものは、母艦バッグから補充する。
- ・3ヶ月に一回程度、在庫点検をし、不足分を補う。
- ・弓道合宿の際は、宿泊先(ホテルレシエント、土善旅館)に送る。(送る際の注意は各合宿の項参照)

現在、内務バッグについては、次の練習に参加予定の日吉代表・内務・指導の6人のうちの誰かが持ち帰ることとなっている。その在庫管理についても母艦を中心に行っている。

母艦バッグについては、合宿では近年は宿泊先に送らず母艦が家から直接運んでいる。

そして現在母艦が担当している業務は、多岐に及んでおり、母艦の負担が大きくなっている一方で、道場予約の業務は母艦ほど多くないことから、母艦の負担軽減のためこの提案に至った。この件について、道場予約は承認済み。

3. 具体案

母艦バッグの管理を全て道場予約に移行することにより、母艦の負担を減らす。管理の移行時期については、次の夏合宿（9/14~18）の終了後、道場予約が自宅に持ち帰った時点とする。

ただし、内務バッグの管理については今まで通りとする。

これを踏まえて、マニュアルの記載事項を変更する。

内務バッグについて（青色のバッグ）

- ・基本、次の練習にも参加予定の責任者（日吉代表・内務・指導）の誰かが持ち帰り、次の練習時に持って来る。ただし、審査など責任者が持ち帰れない場合は、必要になる人が持ち帰り、次の練習に持って来られるように責任者が調整を行う。
- ・内務バッグの在庫を2ヶ月に一度は必ず整理、補充する。
- ・その他、会員に足りないと言われたものを次回練習時まで母艦バッグから補充する。

母艦バッグについて（大きめの黒いポストンバッグ）

- ・管理は道場予約が行う。
 - ・基本的に自宅で保管しておく。
 - ・内務バッグで足りなくなったものは、母艦バッグから補充する。
 - ・3ヶ月に一回程度、在庫点検をし、不足分を補う。
 - ・弓道合宿の際に、自宅から持ち出す。
- ※宿泊先(ホテルレシエント、土善旅館)に送ってもよい。(送る際の注意は各合宿の項参照)

4. 補足事項

とくになし。

令和6年6月22日

名づけ弓制度の廃止について

38 期内務 武村綾音

1. 提案

昨年から取り入れられた名づけ弓制度を廃止し、誰でも好きな弓を自由に使えるようにすることを提案する。

2. 現状・問題点

名づけ弓制度とは、KQCで所持している弓のうち自分が気に入ったものに名前をつけ自分専用の弓をつくるという制度である。基本的に、名づけ弓は名づけ親のみが使用することとなっている。

しかし、サークル員数に対し弓の本数が不足していることから現在では弓を共有することを前提として練習を行っており、名づけ弓以外を共有するのに限界がある。また、名づけ親がその練習に参加していない時、弓が足りなかったとしても名づけであるから使用できず、1本の弓を数人でまわすという状況もよく見られる。こういった状況は大変非効率だと考える。

より満足度の高い練習にするために、以上の問題を解決する必要があるという考えに至り上記を提案した。

3. 具体案

現在すでに名づけがされている弓はそのままにする代わりに、名づけ親以外も誰でも自由に使えるようにする。

また、今後追加で弓に名づけすることを原則禁止とする。

4. 補足事項

名づけにより弓袋などの入れ違いが防げる可能性があることから、現在の案で弓の管理を行い、次回の総会までにその効果を確認する。そして、ある程度の効果が確認出来たら追加の名づけを解禁することを検討する。もし、解禁する場合名づけた弓の名前の変更などについて細かく定める。

令和6年6月24日

財務マニュアルの改訂についての議案

38期 西村 優一郎

1. 提案

- (ア) 〈コンパへの補助金〉の記述を改める。
- (イ) 「その他の支出」の射会への補助金に関する記述を改める。

2. 現状・問題点

- (ア) 現在では存在しないコンパに関する記述がある。新歓コンパへの補助金の額が現在のサークル運営方針に即していない。
- (イ) 現在では名称を変更していて、財源が合宿担当に移っている射会に関する記述がある。

2. 具体案

- (ア) オリエン打ち上げコンパの記述を削除。

一次会に関する記述を以下のように改訂する。

補助金が出るのは一次会のみとする。

- ・1人あたりの元の値段が3000円以下の場合

1人あたり1000円を徴収し、残りの金額を補助する。

例) 1人1500円のコンパに50人参加。1000円×50=50000円をそれぞれの個人から徴収し、500円×50人=25000円を補助する。

- ・1人あたりの元の値段が3000円を超える場合

残りの金額(1人あたり1000円+3000円を超過する分)×人数分を個人から徴収し、2000円×人数分を補助する。

例) 1人 3600 円のコンパに 50 人参加。1600 円×50=80000 円を
それぞれの個人から徴収し、2000 円×50=100000 円を補助する。

つまり、最大で 1 人あたり 2000 円の補助金を出す。

二次会に関する記述を削除。

(イ) ・源平戦についての記述を削除。

・次の記述を削除。

前後期定例射会は臨時練習担当が、源平戦は内務が運営を行います。

・連合射会とは別に開催する他大学との射会の費用のうち折半したのも補助金の対象とする旨の記述を追加。

4. 補足事項

特になし

令和6年6月21日

総務余剰金について

38期 中野

1. 提案

総務は独自に余剰金を持っており、当初予期していなかった金銭の収支(当日欠席/過徴収/徴収不足)はこの余剰金制度の枠内で処理をします。

ただし、この制度は上限が25000円までとなっておりこれを超えた場合は全額を財務に返還することになっています。

*この決まりは総務内で変更してもよいみたいです(*2012年後期総会?)

2017年度役員会にて、総務余剰金が赤字になった場合については、総務に一任されることになりました。

それから、次の代に引き継ぐときは余剰金をだいたい10000円くらいにしといてあげてください。

上記の記述に表現が曖昧な部分があるため、再定義する必要があると考えられる。

2. 現状・問題点

余剰金の扱いが曖昧であり、用途も不明瞭。新たに余剰金の扱いについて規定し直す必要があると考える。

3. 具体案

1万円を目安とした独自の余剰金を総務自身が管理する。会計の際、一人当たりの料金に端数が生じる場合（数十円など）には切り上げか切り捨てをし、余剰金が1万円を切らない範囲で調整した上でキリがいい金額で徴収する。

余剰金の支出は総務がスプレッドシートを用いて管理し、総会の際に監査資料として提出する。

〈監査について〉（合宿担当の会計報告を参考に作成）

前期・後期総会に合わせて会計報告を作成する。（簡素なもので大丈夫）

会計報告書は収支・支出を明確にして表を作成。（なんの目的で振り込まれたものなのか）

また、期・名前・金額を明確にして表を作成する。

監査会に参加する。（会計報告書・領収書・署名印鑑の画像を持参）

総会にて総務として報告する。

4. 補足事項

無し。

令和6年6月21日

外務のお金の管理方法について

38期外務 青木優希

1. 提案

現在外務のお金の管理について、審査申込料・登録料などを外務個人の銀行口座を用いて管理しており不透明になってしまっている。そのため新しい銀行口座の開設を行い、管理の方法についてマニュアル化を行う。

2. 現状・問題点

- ・現在外務のプライベートな銀行口座でお金を管理しており、金銭的なトラブルになりかねない。また、プライベートな口座で管理するにはお金が大金すぎる（前期だけで累計305,880円であり、成人射会関係ではさらに大金を扱うことになる。）。さらに会員から個人の口座にお金を振り込むのは抵抗感があるという声がある。
- ・明確なマニュアルなどが決まっておらず、外務の個人による裁量が大きいところがある。
- ・手数料郵便にかかったお金などで財務にかかったお金を請求することになってしまっており、金額に対して無駄な手数料が生じてしまっている。

以上の理由から外務のお金の管理は改善し、風通しを良くする必要があると考える。また、扱う金額も決して少額ではないため財務・合宿担当のように会員に対してより開放的にお金を管理する必要があると考えられる。

3. 具体案

新たに銀行口座を開設し、その口座でお金を管理する。

会計報告・監査等を行う。

新たに開設した銀行口座に10万円入金しておくことによって財務からの建替えなどの業務を減らし、また外務の仕事の効率化につなげる。この10万円のうち手数料・郵送料などで不足した分は年度初めに財務より補充する。（合宿担当の繰越金が10万円であり、審査・地連登録では10万円を超えることはないことから10万円に設定）

外務のお金の管理方法をマニュアル化することによって管理方法を明確にして透明化する。

4. 補足事項

新たに開設する銀行口座に関しては開設しないとわからないことがあるので今後追記される可能性がある。

監査方法・具体案は基本的に合宿担当を参考にした。

外務の管理マニュアルについては財務マニュアル2021を参考に制作した。

財務の口座を用いるという意見もあったが、財務の負担が増えること、外務が振り込みの確認が取れずに財務への確認という手間も増えることから、新たに口座を開設することに至った。

管理マニュアル草案

2024年6月21日作成

・<口座の名義人(代表者名)を変更>（財務マニュアルより引用及び改変）

名義人変更の際に必要なものは、以下の四つです。

・KQC の印鑑

・通帳とキャッシュカード

・身分証(パスポート・免許証など)

・暗証番号

また、代表者名は「慶應弓道同好会 外務 ○○○○」で、登録住所は外務の人の住所で登録を行います。

〈支払い方法について〉

基本的に参加希望者からお金を集めてその分を支払う。手数料・郵送料は繰越金の 10 万円から支払う。

支払いが遅れる人の分のお金は繰越金の 10 万円から支払い、その後必ずお金を回収する（現状の財務による建て替えに相当する）

・審査のときのお金の支払い

- ① 外務が審査について全体にアナウンスを行う。
- ② 申し込み用紙の回収と同時に口座（新規開設をしたもの）に受審希望者にお金を振り込ませる。
- ③ 振り込んだら連絡をしてもらい、受審者がお金を振り込んだら口座に振り込まれていることを確認
- ④ お金が集まったら、弓道連盟に振り込む
- ⑤ ④と同時に申し込み用紙を弓道連盟に郵送し、連盟あてにメールを送信する（連盟に送信した送金通知書を領収書とする）。

・段位の登録料の支払い（地区審査の場合）

- ① 申し込みと同様に対象者からお金を集め期限までに弓道連盟にお金を振り込む（連盟に送信した送金通知書を領収書とする）。

・段位の登録料の支払い（中央審査の場合）

- ① 対象者からお金を集める
- ② 振り込む金額と郵便振替の手数料を ATM でおろす。
- ③ 郵便局にて、郵便振替を行い、登録料を弓道連盟に送金する（郵便振替の控えを領収書とする）。

・地連登録の支払い

- ① 希望者を募集する
- ② 希望者の地連登録に必要な情報を集める。
- ③ ②と同時に希望者から登録料 1000 円を口座に振り込ませる。
- ④ 振り込んだら連絡をしてもらい、口座に振り込まれていることを確認する。
- ⑤ 希望者の名簿を作成する（しっかりと連盟からの指示を確認する）。
- ⑥ 名簿を弓道連盟に送信すると同時に弓道連盟にお金を振り込む（送金通知書を領収書とする）。

・成人射会の支払い

- ① 成人射会の参加希望者を募集する。
- ② 参加希望者から成人射会の参加費・宿泊費・着物のレンタル料（希望者のみ）を口座に振り込ませる。
- ③ それぞれ指示に従ってお金を振り込む。

※注意点

金額は受ける段位、登録する段位によって変化するため間違えないように確認する。

支払い方法は変わる可能性があるので、弓道連盟からの指示をしっかりと確認して振り込むようにする。

〈未払い者について〉

振り込むべき金額を期限までに振り込まない者にはライン等で早く振り込むように催促する。その際に、いつまでに支払うことができるのか聞くとよいかも

※基本的に大学生は期限までに振り込むことができないので弓道連盟の期限に間に合うようにかなり余裕を持って期限を設定するとよい。これは申込書の回収も同様（郵送は土日祝日にはされないのもそのことも考慮して期限を設定するとよい。）

〈監査について〉（合宿担当の会計報告を参考に作成）

前期・後期総会に合わせて会計報告を作成する。（簡素なもので大丈夫）

会計報告書は収支・支出を明確にして表を作成。（なんの目的で振り込まれたものなのか、弓道連盟などにどのような目的で振り込んだのか→〇〇回地方審査申し込み費、地連登録の登録料など）

また、振り込んだ人（期・名前）・金額を明確にして表を作成する。

※振り込み手数料、郵送にかかったお金を除いて基本的には収支と支出は同じになるはず

監査会に参加する。（会計報告書・領収書・署名印鑑の画像を持参）

総会にて外務として報告する。

※外務の会計は振り込んでもらう目的と支払う目的が明確なため基本的には大きな問題は起こらないはず。

送金通知書、振替払込請求書兼受領書などを領収書とする。

令和6年6月24日

会則の変更について

38期内務 津村

1. 提案

外務専用口座の開設に伴い、外務による監査が必要になること、そして、総務の余剰金制度の監査を行うことから、会則の変更もおこなう。

2. 現状・問題点

現状、以下の通りに会則が定められている。ここに外務による監査の記述を加える。

第6章 会計

(構成)

第31条

本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計からなる。

2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。

3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。

3. 具体案

会則について、以下の通りに変更する。

第6章 会計

(構成)

第31条

本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計、そして外務会計及び総務会計（余剰金制度）からなる。

2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。

3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。

4 外務会計は、主に全日本弓道連盟が定めた地連登録料および審査料など、外務が担当する行事にかかる費用全てを収入源とし、当該行事の参加者の利益に基づいて処理される。

5 総務会計は、主に総務が定めた各行事の参加費を収入源とし、当該行事の参加者の利益に基づいて処理される。

4. 補足事項

とくになし。

令和6年6月24日

弓の買い替えについて

38期内務 津村

1. 提案

現状ほとんど使われていない弓を売却し、必要となる弓の購入を行う。

2. 現状・問題点

現在、会員が約200名在籍しているのに対して、使用する弓の本数が不足していると考えられるが、弓の保管できる場所が限られており、これ以上弓を増やすことはできないと考えられる。しかし、現在KQCが保持している弓に偏りがあり、使われていない弓も存在している。

3. 具体案

使われていない弓を売却し、必要になると思われる弓の購入を行う。

今後の活動、主に夏合宿や成人射会でどの弓が必要でどの弓が必要ないのかまだ判断ができないため、今回は売却だけを行う。

現状10キロ伸の弓が必要以上に存在する(9丁)ため、そのうち3丁を売却もしくは処分を行う。アウトランドというサイトにて査定および売却を行う。売却する弓の選定に関しても責任者に一任するものとする。

また、その後の売却・購入の判断は責任者に一任するものとする。

4. 補足事項

購入会により、小山弓具のポイントカードが20万円分以上たまっている。こちらを弓の購入やその他弓具の購入にあてることを考えている。

令和6年6月24日

事務における交通費などの支給について

38 期内務 津村

1. 提案

買い出しにかかる交通費や手数料をまとめて、期末に請求するようにする。

2. 現状・問題点

現在、買い出しを行うときにかかる交通費は、立替を行った人のみ請求できるようになっており、付き添いの人は自腹となっている。買い出しはまとめて行うようにしているが、その回数は決して少なくない。また、その他手続きにおいて手数料がかかる場合もある。しかし、小さい金額で何度も振り込むと手数料が必要以上にかかってしまうという問題もある。

3. 具体案

買い出しに行ったり、手数料がかかったりする度、指定のスプレッドシートに必要事項(名前・日付・かかった金額・お金がかかった理由)を記載する。そして、財務に報告したうえでその金額の正当性を示す証拠を示し、財務から承認を受ける。正当性を示す証拠として、領収書もしくは定期区間を差し引いた移動区間と運賃がわかるもの(ナビタイムなどの経路検索サイトの検索結果、電子マネーの利用履歴など)を提出する。

そして、監査の1週間前に財務がスプレッドシートへの記載を締め切り、合計金額を計算、そののち本人に返済を行う。その後、請求者本人が請求額の振り込みの確認ができ次第、以下のテンプレートに基づいて領収書を財務に提出するものとする。

ただし、請求できるのはKQC全体の利益のために行われた活動にかかるお金とし、その正当性の判断は財務に一任する。なかでも移動費に関して請求できるのは「直前の滞在場所」→「買い出し等を行った場所」→「次の目的地」の区間とし、個人の利益となるような請求は許可しない。虚偽の報告が判明した場合、今後の請求を禁ずるとともに、場合によっては除名処分を行う。

4. 補足事項

領収書は以下をもとに個人が作成する。

慶應弓道同好会 様

20〇〇年〇〇月〇〇日(書いた日付)

今年度前期(後期)分の移動費(手数料)として

¥〇〇

領収しました。

〇〇期 氏名 (印)

9. 弓道同好会会則

我々弓道同好会は、弓道に親しみたいが体育会に入ること考えていないという人に弓道に親しむ場を提供し、弓道を愛する人々が集い友情を育むコミュニティーを打ち建てんがために創立された。画一性を嫌う創立の主旨から、弓道に対する熱意・態度は基本的に個人に任される。よって練習は原則として自由参加である。また上下関係その他による不合理な強制力も排除する。但し、弓道への愛情と弓道人としての品位が会員全員に要求される事はもちろんのことである。弓道同好会会員は、お互い弓道に対する熱意を喚起しあい、技術の向上を目指すことをその理念とする。

第1章 総則

(名称) 第1条 本会は、弓道同好会と称する。

(目的) 第2条 本会は、弓道の習得向上とともに、弓道を志す者の相互の親睦を図る事をその目的とする。2 本会は、前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

一 練習 二 合宿 三 学生審査の受審 四 対外交流試合 五 前四号に付帯又は関連する一切の活動(機関構成) 第3条 本会は、総会、役員会及び監査役を設置する。

第2章 会員と会長

(会員) 第4条 本会は、次に掲げる会員によって構成される。一 慶應義塾大学学部学生により構成される本会員

二 慶應義塾大学院生により構成される準会員

(権利) 第5条 会員は、原則として第2条2項各号に掲げる活動に参加する権利を有する。2 本会員は、総代表及び日吉代表を選定し、これを罷免する権利を有する。3 本会員は、本会運営に関するいかなる事項に関しても請願又は提言する権利を有する。

(義務) 第6条 会員は、本会主旨を守る義務を負う。

(会長の身分) 第7条 会長は1名とし、慶應義塾大学の教授、准教授、またはこれに準ずる専任の大学教員がその任に当たる。

第3章 総会

(最高機関) 第 8 条 総会は、本会の意思決定における最高機関である。

(構成) 第 9 条 総会は、本会員により構成される。

(総会決議事項) 第 10 条 総会は、本会員が提案した議題及び議案で、役員会において審議されたものについて、決議をすることができる。2 総会は、報告された事項について、修正の指示及び承認をすることができる。

(招集) 第 11 条 定時総会は、前期、後期の年 2 回招集する。2 臨時総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。ただし、本会員の 5 分の 1 以上の要求があれば、役員会はその招集を決定しなければならない。

(招集手続) 第 12 条 総会を招集するには、総会の日 2 週間前までに、本会員に対して招集通知を発するものとする。2 前項の規定にかかわらず、総会は、本会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。3 定時総会を招集するには、定時総会の招集を決定する役員会の日 2 週間前までに、本会員に対して議題及び議案を募集しなければならない。(招集権者及び議長) 第 13 条 総会は、役員会の決議によって日吉代表が招集する。ただし、やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総代表が招集する。2 総会において、招集を決定した役員会においてあらかじめ定められた副代表が議長となる。ただし、やむを得ずあらかじめ定められた副代表が議長となれないときは、他の副代表が議長となる。

(議事) 第 14 条 総会は、全本会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。2 総会の議事は、出席本会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。3 本会員は、全本会員の 3 分の 2 以上の署名を以て総会に役員会不信任案を提出できる。

(役員の出席義務) 第 15 条 役員は、総会に出席する義務を負う。ただし、やむを得ず出席できない場合は、活動報告その他必要な事項の報告を他の役員に委任することができる。

(総会の決議等の省略) 第 16 条 本会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。2 役員が本会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を

総会に報告することを要しないことにつき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使) 第 17 条 本会員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、原則として代理人は議長とする。2 前項の場合には、本会員は委任状を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録) 第 18 条 総会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、総会終了後これを全会員に告示しなければならない。

第 4 章 役員及び役員会

(役員) 第 19 条 役員は、次に掲げる通り設けられる。ただし、止むを得ない事情がある場合には、各役員を兼任する事ができる。一 本会の総ての会員を代表する、学生責任者である総代表 1 名 二 総代表を補佐する副代表 2 名 三 本会の事務を総括する主務 1 名 四 日吉キャンパスの会員を代表し、OB 会への連絡の責任者となる日吉代表 1 名 五 コンパ及びオリエンテーション等の企画及び運営を担当する総務 1 名以上六会費の徴収及び一般会計の管理を担当し、総会に於いて会計報告をする財務 1 名以上 七 道場の確保、本会所有の用具の管理、会員への連絡及び公的書類の保管等を担当する 内務 2 名以上 八 対外的な業務、特に昇段審査受審の手続きを行う外務 1 名以上 九 合宿の企画及び合宿会計を担当し、総会に於いて合宿会計報告をする合宿担当 1 名以上 十 練習時の指導における役割分担等の調整を行う指導主任 2 名以上 十一 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員 1 名以上 十二 臨時練習を統括する臨時練習担当 1 名以上

(選任及び解任の方法) 第 20 条 総代表及び日吉代表の選出は、総代表日吉代表選挙管理要綱 に定めるところによる。2 総代表は、日吉代表を承認した後、副代表及び主務を任命する。任命は、総会にて指名された日から 10 日以内に行わなければならない。3 日吉代表は、総代表から承認を得た後、総代表、副代表及び主務以外の役員を任命する。任命は、総会にて指名された日から 10 日以内に行わなければならない。ただし、補欠又は増員などやむをえない場合はその限りでない。4 総代表は、任意に役員を罷免する事ができる。

(不信任) 第 21 条 役員会は、総会で役員会不信任案が可決されたときは、解散しなければならない。

2 前項の場合、役員会は新たに総代表及び日吉代表が任命されるまで、引き続きその職務を行う。(任期)第 22 条 役員任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。2 補欠又は増員により選任した役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了すべき時までとする。

(役員会の招集)第 23 条 役員会は、日吉代表が招集する。やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総代表が招集する。2 役員会の招集通知は、各役員及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。3 役員会は、役員及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)第 24 条 役員会の決議は、全役員 3 分の 2 以上が出席し、出席役員過半数をもって行う。2 第 12 条 3 項により議題又は議案を提出した本会員は、役員会に出席し、当該議題又は議案の説明をすることができる。

(役員会の決議等の省略)第 25 条 役員が役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。2 役員又は監査役が役員及び監査役全員に対して役員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を役員会へ報告することを要しない。

(役員会議事録)第 26 条 役員会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、役員会終了後これを全構成員に告示しなければならない。

(会執行則)第 27 条 役員会に関する事項は、本会則のほか、役員会において定める会執行則によ

るものとする。

第 5 章 監査役

(職務)第 28 条 監査役は、その良心に従い役員会及び総会から独立してその職権を行使しなければならない。2 監査役は、会計に対して妥当性及び違法性の監査を行う。

(選任及び解任の方法)第 29 条 総代表は、2 年生以上から 2 名を監査役に指名する。ただし、役員は監査役を兼任する事は出来ない。2 監査役の任命は、総会において、全本会員の 3 分の 1 以上が出席し、出席した本会員の過半数の決議をもって行う。

3 監査役の解任は、総会において、全本会員の 3 分の 1 以上が出席し、出席した本会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって行う。

第 30 条 監査役の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、やむを得ない場合は再任することができる。2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第 6 章 会 計

(構成) 第 31 条 本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計からなる。2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。(権限) 第 32 条 本会会計を処理する権限は、総会の議決に基づいて行使しなければならない。

(会計年度) 第 33 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。また、決算は次に掲げる半期ごとに行う。一 前期は、後期総会の 13 日前から前期総会の 14 日前とする。二 後期は、前期総会の 13 日前から後期総会の 14 日前とする。

(予算) 第 34 条 役員会は、前条に定める会計年度の予算を上半期及び下半期毎に作成し、監査役の承認後、総会にて会員に告示しなければならない。

(会計報告) 第 35 条 役員会は、総会に於いて少なくとも年 2 回会計報告を行わなければならない。(会費等) 第 36 条 本会の入会金は、2,000 円とする。2 本会員は、半期毎に次に掲げる会費等を納入する義務を負う。また、必要に応じて新入生歓迎費を納入する義務を負う。

一 3,000 円の前期会費 二 3,000 円の後期会費 三 1,000 円の休会者半期所属費
3 準会員は、年間 5,000 円の会費を納入する義務を負う。4 第二項第一号及び前項の会費の納入締切期日は、4 月末日とする。5 第二項第二号の会費の納入締切期日は、創立記念パーティー当日とする。6 第一項、第二項各号及び第三項の会費等は、一般会計に属する。7 第二項の新入生歓迎費は、本会への新入生勧誘のための諸活動に使われ、その余剰金及び不足金は一般会計に属する。

(会員の会費納入義務) 第 37 条 会員は、第 36 条に定める会費を納入しなければならない。ただし、経済的理由等による会費納入義務の免除及び納入期日の延期は、役員会の裁定で実施し、総会にて報告しなければならない。

(会費の変更) 第 38 条 本会会費の変更は、役員会によってこれを決定し、総会の議決

を必要とする。第 7 章 処 分

(除名処分) 第 39 条 役員会は、次に掲げる項目に該当する会員に対する除名処分を決議できる。一 総会が開会されるまでに会費を納入しなかった者で、会費の納入意思が認められない者 二 本会の主旨に反した者 三 本会の名誉を著しく毀損した者 四 本会に対して著しい損害を与えた者 2 前項第二号から第四号の会員に対する除名処分は、総会の承認を必要とする。

第 8 章 退会及び休会

(退会) 第 40 条 本会を退会する者は、退会の旨を役員会に申し出なければならない。

(休会) 第 41 条 本会に在籍する意志がありながら、勉学上の理由等により練習への参加が困難になった会員は、休会届を役員会に提出し、それが受理された場合には第 36 条に定める所属費を納入しなければならない。 2 休会者は、原則として第 5 条の権利を有しない。ただし、会費の納入を納入すればこの限りで無い。

第 9 章 改 正

(改正の決議) 第 42 条 本会則の改正は、総会に於いて出席本会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 10 章 附 則

(会則に定めのない事項) 第 43 条 本会則に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

KQCにおける弓の管理上の諸規則（改正版）

KQCでは現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却

一条 KQCが保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4週間以内）

の2点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で6か月間KQCの弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大6か月間KQCの弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章. 個人が所有する弓の管理

八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いていくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革などKQCが所有する道具を適宜使うことができる。

三章. 弓の管理について

十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQCの弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革などKQC所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用はKQCの予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQCの弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。

2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)